

兵庫県公式観光サイト「HYOGO！ナビ」フォトライブラリー充実業務 公募型プロポーザル仕様書

1 事業概要

観光振興において、様々な用途で活用する兵庫県内観光スポットの写真素材（無条件で二次利用や第三者への提供が可能なもの）を収集し、フォトライブラリーの充実を図る。

2 業務の名称

兵庫県公式観光サイト「HYOGO！ナビ」フォトライブラリー充実業務

3 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、委託者という）

4 予算、契約期間

- (1) 予 算 3,300 千円（税込）
- (2) 契約期間 契約日 ～ 2021 年 3 月 31 日
- (3) 全体スケジュール

期 日	内 容
1 月下旬～	契約締結、観光スポット選定
～ 3 月下旬	撮影・収集
3 月末	写真納品
4 月	実績報告

5 業務内容

(1) 写真撮影・収集

ア 潜在観光客の来訪意欲を向上させるよう、色彩や構図など魅力的な県内観光スポットの写真を納品すること。

イ 観光スポットは60か所以上とし、6エリア（神戸・阪神・播磨・但馬・丹波・淡路）毎に10か所以上とする。

ウ 対象は「ひょうご旅手帖」に掲載されているような、兵庫県を代表する観光スポットとする。

なお、スポット選定にあたっては、委託者と協議の上決定する。

【参考：ひょうご旅手帖 (<https://www.hyogo-tourism.jp/feature/guidebook/>)】

エ 各スポットについて、構図の異なる複数の写真を納品する事が望ましい。

(2) データ納品

本事業にて撮影・収集した写真は以下のとおり納品すること。

※加工やサイン等(クレジット表記含む)の情報を合成した写真は対象外とする。

ア 形式・サイズ

EPS及びJPEG・1,600×1,200ピクセル以上

イ その他

納品した写真は、ファイルリスト(ファイル名、撮影対象、撮影時期、カテゴリー情報など)、コンタクトシートをあわせて提出すること。

※ファイル名は、(連番+撮影対象)とする。

※カテゴリー情報は、業務開始時に提供する「カテゴリーリスト」に沿って提出すること。

6 事業実施上の留意点

- ・業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ・人物や他人の所有物などが写り込む場合、肖像権等の許諾を得ること。
- ・立ち入り禁止や撮影不可の場所を許諾なしに撮影しないこと。神社・仏閣、商業施設などが写り込む場合も同様とする。
- ・撮影許認可等の各種手続きは受託者にて行うこと。

8 著作権等の権利関係

納品時に委託者と著作権譲渡契約を締結し、著作権を全部譲渡すること。

譲渡前において受託者がすべての権利を有し、他者の所有権や著作権等の権利侵害に該当しないことを保証する。万が一、第三者から所有権や著作権等侵害の申告など、法律上の問題が生じた場合、受託者の責任および負担において、その一切を解決するものとし、本契約が終了した後もなおその効力が存続するものとする。

また、納品後、著作者人格権を行使しないことを保証すること。

9 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 契約条項は、委託者において示す。
- (3) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

10 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

11 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

12 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。